

一般廃棄物処理業許可証

住所 鹿児島県鹿屋市朝日町7番21号

氏名 株式会社 カナザワ 代表取締役 金沢 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



許可の年月日 令和 7年12月24日

許可の有効期限 令和 9年12月23日

1 事業の範囲

事業の区分		取扱廃棄物
圧縮	古紙類、金属製品類、プラスチック製品類、繊維製品類	
減容	プラスチック製品類	
飼料化、堆肥化	草木類 (木製品類含む)、生ごみ	
中間処理	草木類 (木製品類含む)、金属製品類、プラスチック製品類、ガラス・陶磁器製品類 (廃蛍光灯管に限る)	
破砕		

2 許可の条件

鹿児島市外で発生した廃棄物を処分しないこと。ただし、霧島市内の事業所、始良市のSSBセンサーウ株式会社、出水市の国分九州株式会社鹿児島支店北薩センターから排出される一般廃棄物(生ごみ)を飼料化、堆肥化施設で処分すること、また、霧島市、始良市、伊佐市、湧水町内の事業所から排出される一般廃棄物(古紙類、金属製品類、プラスチック製品類、繊維製品類)を圧縮施設で処分すること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定による通知に基づき受託したものに限りでない。

3 許可の更新及び変更の状況

令和 4年 7月19日 変更届 (許可の条件の変更)
令和 5年12月22日 更新許可
令和 7年11月20日 更新許可